

事業の名称

(仮称) 鷺沼駅前地区第一種市街地再開発事業

意見書

令和 年 月 日

(宛先) 川 崎 市 長

住 所 〒

フリガナ

氏名 (法人の場合は名称及び代表者の氏名)

電話番号又はメールアドレス

川崎市環境影響評価に関する条例 (平成11年川崎市条例第48号) 第21条第1項の規定による意見書を次のとおり提出します。

(注意事項)

- 1 環境の保全の見地からではない意見や、記載事項に不備がある意見書は、意見書として取扱うことができませんので御注意ください。
- 2 意見の記入及び提出に当たっては必ず別紙「意見書を提出する方へ」を御確認ください。提出方法は郵送、持参、ホームページ内フォームのいずれかです。ファクス、Eメールでは受け付けていません。
- 3 御記入いただいた個人情報川崎市個人情報保護条例に基づき厳重に保護・管理します。

(1) 準備書の該当ページ番号
又は環境影響評価項目等

(2) 準備書についての環境の保全の見地からの意見

意見
記入
欄

市道久末鷺沼線への風害

1. 高さ140mと86mの2棟のタワマンに挟まれた市道久末鷺沼線は、たえず風が吹き抜ける谷になる。

2. 準備書の測定でも風の通り道になることを想定しているが、測定は不十分である。小杉のタワマン群と違って、2棟のタワマンの間で、田園都市線上の橋を基点にV字状に市道久末鷺沼線があり、風速を強める構造になっているという特殊な環境にあり、幼児は歩行困難になることが予想される。この人災事故が起こらない対策が必要になる。

※ この用紙で記載しきれない場合は、便箋、罫紙等を用いてください。その場合、紙の右上に__枚中__枚目と全体の枚数を記載してください (例: 3枚中1枚目)。

提出期限 令和5年1月25日(水)まで (郵送の場合は当日消印有効)